

取 扱 基 準

名 称	新潟空港周辺環境対策事業補助金 (電気料及び防音サッシ修理費助成事業)
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	航空機騒音防止法による指定区域内の対象住宅等について、空気調和機器の設置によって負担増となった電気基本料金、及び稼動することにより増えた電気使用料を一部助成。また、住宅騒音防止対策事業によって設置された防音サッシの修理費を一部助成。
目 標	数値化■ 非数値化□
	騒音対策事業により新たに発生する住民負担の軽減 電気料助成の実施率：100% サッシ修理費助成の実施率：100%
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、公表できません。
補助対象経費の内容	空気調和機器稼動電気料、防音サッシ修理費
補助額及びその算定方法又は補助率	【電気料】 1世帯につき、空調機1台の場合 18,000円 各月基本料増分 600円、7月から9月の使用料、ひと月当たり 4,200円 1世帯につき、空調機2台以上の場合 32,400円 各月基本料増分 900円、7月から9月の使用料、ひと月当たり 8,100円 【サッシ修理費】 修理費の80% <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 騒音対策事業により新たに発生する住民負担を軽減するための、補償的意味合いをもつ補助制度のため
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月30日
終 期	令和8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触するおそれがあり、公表できません。
担当部署	都市政策部 港湾空港課 電 話：025-226-2743 e-mail：kowankuko@city.niigata.lg.jp